

事 務 連 絡  
令和7年9月30日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部  
安全政策課長  
航空安全推進室長

航行不能航空機発生時に備えた空港使用の条件について（お知らせ）

日頃より、航空安全行政の推進にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

別添「航行不能航空機発生時に備えた空港使用の条件について（通知）（令和7年9月30日付け、国官参航安第609号）」のとおり、空港管理者あてに通知しておりますので、お知らせ致します。貴会におかれては、傘下会員へ周知願います。

ご不明点等の問い合わせについては、航空局安全部空港安全室（電話番号：03-5253-8111 内線 49556 又は 49553）にご連絡ください。